市有財産の活用に向けた民間事業者との意見交換について

1 目的

高砂市においては、高度成長期以降に集中的に整備された公共施設やインフラ資産が、順次改修・更新時期を迎えようとしており、多額の更新費用が必要になると見込まれています。また、少子高齢化の進展による社会保障費の増大や税収の減少により、全ての公共施設等を現在の規模のまま維持することは困難になっています。

一方で、人口減少社会の到来により市民の人口構造が変化することで、公共施設等に対する需要も大きく変化することが予想され、公共施設等が果たす機能と役割を勘案し、行政サービスのあり方を見直していく必要があります。

このような背景の下で、平成29年1月に高砂市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設保有量の適正化を進める中で、令和3年3月に機能面での方向性や今後必要なコストを示した高砂市公共施設全体最適化計画を策定し、計画的な公共施設マネジメントを進めています。

長期的な視点をもって、持続可能な公共施設の管理運営と人口減少に対応する公正な行財政運営を目指すため、保有している市有財産の統廃合や未利用となっている施設、及び解体予定の財産の活用を図る必要があります。この活用に向け、市有財産の市場性の有無や、民間事業者の目線で考えられる課題などを把握、整理するため、様々な意見や提案などのニーズについて、意見交換を実施します。

2 対象の市有財産

【高砂地区】

⑴ 旧高砂市民プール　⑵ 子育て支援センター跡　⑶ 高砂西保育園跡

【荒井地区】

⑷ 市民病院 単身者医師公舎 看護師公舎　⑸ 市民病院

【伊保地区】

⑹ 竜山多目的広場　⑺ 美保里住宅

【曽根地区】

⑻ 旧曽根幼稚園（※注）　⑼ 天川住宅

【米田地区】

⑽ JR宝殿駅貨物ヤード跡地（※注）

【阿弥陀地区】

⑾ 時光寺住宅　⑿ 北山住宅　⒀ 阿弥陀支所跡地

※注　売却ができない財産です。貸付等での利活用提案をお願いします。

※　対象の市有財産の詳細は「意見交換する市有財産の概要」で確認してください。

※　対象の市有財産は、統廃合や解体を予定していますが、今後、変更する可能性があります。予めご了承願います。

3 実施期間等

意見交換は、実施期間を定めず、常時対応することとします。

参加希望の民間事業者から意見交換の日時を伺い、調整して決定します。

（土日祝祭日を除く）9時から 11 時まで、及び13時から 16 時まで

なお、意見交換の場所については、基本的に高砂市役所で行うこととします。

4 意見交換の進め方

意見交換を希望される場合は、実施期間内に、6　問い合わせ先に記載のEメールアドレスまたは電話にて申し込みをしてください。日時等について調整させていただきます。

5 留意事項

⑴ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する入札参加の資格制限に該当する者、又は高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年高砂市条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当する者は参加資格がありません。

⑵ 意見交換に要する費用の弁済及び報酬はありません。

⑶ 対象の市有財産の概要等については、各自で本市ホームページからダウンロードしてください。

⑷ 意見交換の内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。ただし、本市、参加事業者双方の発言とも、あくまで対話時点での想定のものとして取り扱います。なお、意見交換で参加事業者から示された活用方法やアイデア等については、本市のみで使用するものとし、第三者に公表はしません。

⑸ 意見交換終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会も含む。）やアンケート等を実施させていただくことがあります。なお、対象の市有財産の利活用方法が決定した際、意見交換を実施した民間事業者へ個別に連絡することは原則ありません。

6 問い合わせ先

〒676－8501

高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市財務部契約管財課

℡079－443－9012　e-mail tact2130@city.takasago.lg.jp